

平成19年4月分からの国民健康保険税

区 分	医療分	介護分
所得割(世帯の所得×税率)	13%	1.8%
資産割(固定資産税額×税率)	15%	-
均等割(国保加入者数×定額)	24,000円	6,000円
平等割(1世帯あたり)	26,000円	4,000円
限 度 額	56万円	9万円

介護分は40歳から64歳までの加入者

所得の額によって、**が**軽減になる場合があります
詳しくは国保係までお問い合わせください

平成19年度の納税通知書は、7月中旬に国保加入世帯の世帯主の方へ
お送りいたします

問い合わせ 市民課国保係
名寄庁舎 1階(☎01654 2111内線3114・3115)
風連庁舎 1階(☎01655 2511内線120)

平成19年度

国民健康保険税の税率が変わります

国民健康保険制度は、職場の健康保険などに入っている人以外の方が加入し、誰もが安心して医療を受けられるよう皆さんの健康を守る相互扶助の制度です。
しかし、これまでの税率では、保険が負担する医療費全体の需要額をまかないきれず、これからの数年先を考えた税率改正が必要となり、左記のように改正を行いました。
今後ともご理解とご協力をお願いします。

保険税は安心便利な口座振替で

市内金融機関の通帳とお届け印をお持ちのうえ、市内金融機関窓口か市役所税務課または国保係まで、お申し込みください。

国保の届け出は14日以内に

国民健康保険に加入するとき、やめるときは事実が発生した日から14日以内に届け出が必要です。ご注意ください。

70歳以下の加入者が入院するとき

国民健康保険加入者で70歳未満の方が入院したとき、4月から入院時に窓口で支払う金額が自己負担限度額で済むようになりました。

適用を受けるには「限度額適用認定証」の交付を受ける必要がありますので、入院する前に国保係に申請してください。ただし保険税の納付状況により交付できない場合があります。

ともに支え合い・しなやかに・たくましく

名寄市教育目標

天塩川にはぐくまれた実りある大地に生きる私たち名寄市民は郷土の歴史と文化を継承し国際化の時代をしなやかにたくましく生きともに支え合いうるおいと生きがいのある社会の実現をめざしてこの目標を定めます

- 1 北国の風土に生き たくましく成長する人をはぐくみます
- 2 自ら学び 創造的に生きる人をはぐくみます
- 3 ふれあいを大切にし 心豊かな人をはぐくみます
- 4 勤労と責任を尊び よりよい社会を築く人をはぐくみます
- 5 新しい時代を切り拓き 郷土の発展に尽くす人をはぐくみます

(制定 平成19年4月1日)



教育目標は、市民が「心身ともに健康で健全な人間育成と個人の人格形成を図る」ための今後の教育の指針となるものであり、本市の教育行政施策の基本理念ともなるべきものです。

市民憲章の制定を受け、市民7名で教育目標検討委員会を組織して、新たな時代に対応する今後の教育のあり方について検討し、答申案をまとめ教育委員会で決定しました。

旧市町の教育目標にはそれぞれの歴史があることから、その意図するところを生かし、できる限り平易な言葉で親しみやすいものにするよう考慮しました。